

# 岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会条例

平成30年 2月15日 条例第1号  
改正 令和 5年 3月10日 条例第3号  
令和 6年12月 2日 条例第2号

## 目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 組織（第4条～第7条）

第3章 調査審議等の手続

第1節 行服法の規定による諮問に係る調査審議の手続（第8条・第9条）

第2節 情報公開条例、個人情報保護条例及び議会個人情報保護の規定による諮問に係る調査審議の手続（第10条～第16条）

第4章 雑則（第17条～第19条）

## 附則

第1章 総則

（設置）

第1条 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第81条第1項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関として、かつ、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開条例（平成30年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号。以下「情報公開条例」という。）第14条、岩手沿岸南部広域環境組合個人情報の保護に関する条例（令和5年岩手沿岸南部広域環境組合条例第2号。以下「個人情報保護条例」という。）第7条及び岩手沿岸南部広域環境組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年岩手沿岸南部広域環境組合議会条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項及び第50条の規定による諮問に応じて調査審議するため、岩手沿岸南部広域環境組合情報公開、個人情報保護及び行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関等 管理者、監査委員及び議会をいう。
- (2) 諮問実施機関等 情報公開条例第14条第1項、個人情報保護条例第7条又は議会個人情報保護条例第45条第1項及び第50条の規定により審査会に諮問をした実施機関等をいう。
- (3) 行政文書 情報公開条例第2条第2号に規定する行政文書であつて、情報公開条例第7条第1項に規定する開示決定等に係るものをいう。
- (4) 保有個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第60条第1項又は議会個人情報保護条例第2条第4項に規定する保有個人情報であつて、個人情報保護法第78条第1項第4号若しくは議会個人情報保護条例第20条第5号アに規定する開示決定等、個人情報保護法第94条第1項若しくは議会個人情報保護条例第35条第1項に規定する訂正決定等又は個人情報保護法第102条第1項若しくは議会個人情報保護条例第42条第1項に規定する利用停止決定等に係るものをいう。

### 第3条 削除。

## 第2章 組織

### （組織）

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

### （委員）

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律若しくは条例又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

### （会長）

第6条 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。  
(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

### 第3章 調査審議等の手続

#### 第1節 行服法の規定による諮問に係る調査審議の手続

(調査審議手続)

第8条 審査会は、行服法第43条第1項の規定により諮問を受けたときは、行服法第5章第1節第2款の定めるところにより、調査審議の手続を行うものとする。

(調査審議手続の併合等)

第9条 前条の場合において、審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手続を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手続を分離することができる。

- 2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手続を併合し、又は分離したときは、審査関係人（審査請求人、参加人（行服法第13条第4項に規定する参加人をいう。第10条第4項、第11条第2項及び第16条において同じ。）及び行服法第43条第1項の規定により審査会に諮問をした審査庁をいう。）にその旨を通知しなければならない。

#### 第2節 情報公開条例、個人情報保護条例及び議会個人情報保護条例の規定による諮問に係る調査審議の手続

(審査会の調査権限)

第10条 審査会は、情報公開条例第14条、個人情報保護条例第7条又は議会個人情報保護条例第45条第1項及び第50条の規定による諮問（第15条及び第16条において「諮問」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又

は保有個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問実施機関等は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関等に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、第1項及び前項に定めるもののほか、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関等（以下「審査請求人等」という。）にその意見を記載した書面（第12条及び第14条において「意見書」という。）又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第11条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第12条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第13条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第10条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第11条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第14条 審査会は、第10条第3項若しくは第4項又は第12条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。) にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面) を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、その日時及び場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第15条 審査会の行う諮問に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

#### 第4章 雑則

(庶務)

第17条 審査会の庶務は、岩手沿岸南部広域環境組合事務局において処理する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第19条 第5条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月10日 条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年12月2日 条例第2号）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第2条 この条例の施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。